

第2章

就業支援に関する施策等

平成14(2002)年11月の母子及び寡婦福祉法の改正により、国は、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針を策定し(平成15(2003)年3月策定、平成16(2004)年2月一部改正。平成20(2008)年3月に平成20年度から5年間を対象期間とする新たな基本的な方針を策定。)、これを受けて、都道府県、市及び福祉事務所設置町村において、母子及び寡婦自立促進計画を策定している(平成19(2007)年度において206の地方公共団体が策定済み)。これらに基づき、平成19(2007)年度においては、以下のような具体策を展開した。

1 就業相談・就職支援

全国のハローワーク(公共職業安定所)を通じて、年間7万人以上の母子家庭の母が就職しており、これに加えて、平成19(2007)年度は、母子家庭の母の就業支援も含めた総合的支援を行うため、母子家庭等就業・自立支援センターによる支援強化などを進めてきた。

(1) ハローワーク(マザーズハローワーク)

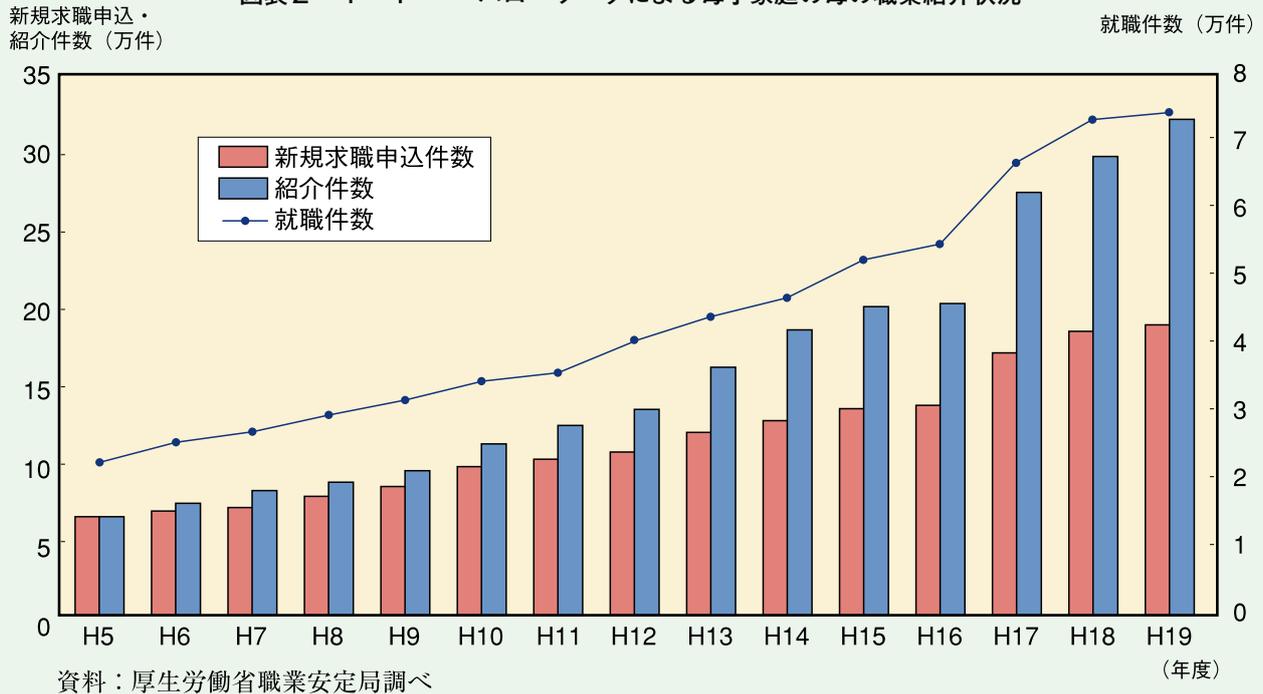
ハローワークにおいて、寡婦等職業相談員を配置するなど、母子家庭の母を含め、就職を希望する者に対し、きめ細かな職業相談及び職業紹介を実施しているが、母子家庭の母については、平成19(2007)年度の新規求職申込件数は186,569件と平成18(2006)年度(182,345件)と比べ増加し、平成15(2003)年度(132,594件)と比べ約1.4倍に、平成19(2007)年度の紹介件数は318,594件と平成18(2006)年度(294,611件)と比べ約1.1倍、平成15(2003)年度(198,104件)と比べ約1.6倍に、平成19(2007)年度の新規就職件数は73,716件と平成18(2006)年度(72,604件)と比べ増加し、平成15(2003)年度(52,145件)と比べ約1.4倍に増加した(図表2-1-1)。

また、再就職を希望する母子家庭の母を含む子育て女性等に対する就職支援を実施するため、平成18(2006)年度から全国12か所にマザーズハローワークを、平成19(2007)年度からマザーズハローワークが設置されていない36県の中核となる都市のハローワークにマザーズサロンを設置した。具体的には、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、求職活動の準備が整い早期に再就職を希望される方に対し、担当者制によるきめ細かな職業相談やそのニーズを踏まえた求人の確保、更には地方公共団体等との連携による保育所情報等の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を実施した。

その中で、平成19(2007)年度においては、担当者制によるきめ細かな就職支援について、対象者が10,000人を上回ることを、また、当該支援を受けた対象者の就職率が70%を上回ることを目標とした。その結果、平成19(2007)年度の新規求職者数は87,123人と平成18(2006)年度(54,844人)と比べ1.6倍、就職件数は23,374人と平成18(2006)年度(13,834人)と比べ1.7倍(平成18(2006)年度は全国12か所計、平成19(2007)年度は全国48か所計、子育てをする予定のある女性等、現在子育て中の女性以外の者を含む。)となり、このうち、担当者制によるきめ細かな就職支援については、対象者数が14,744人と平成18(2006)年度(4,580人)と比べ3.2倍、当該支援を

受けた対象者の就職率が76.3%となり、目標を達成した。

図表 2-1-1 ハローワークによる母子家庭の母の職業紹介状況



(2) 母子家庭等就業・自立支援センター

①概要

母子家庭等就業・自立支援センターは、母子家庭の母等に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供するため、平成15(2003)年度から開始した事業である。実施主体は、地方公共団体(都道府県、指定都市及び中核市)で、母子福祉団体、社会福祉協議会等に委託して実施することができることとなっている。

母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施状況は図表 2-1-2 のとおりであり、平成19(2007)年度においては、すべての都道府県、指定都市及び中核市(99か所)で実施されており、平成18(2006)年度に比べ、その取組は進展している。特に、北海道、新潟県、富山県、岐阜県、静岡県、愛知県、大阪府、香川県、高知県、長崎県及び大分県においては、県、指定都市、中核市による共同設置がなされるなど、各地域の実情に応じた方法で実施されている。

また、母子家庭等就業・自立支援センター事業における職業紹介事業の許可の取得状況は、平成19(2007)年度では全国で65か所(65.7%)となっており、ハローワークから求人情報

図表 2-1-2 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施状況

	都道府県 (47)	指定都市 (17)	中核市 (35)	合計 (99)
実施自治体数	47 か所 (47 か所)	17 か所 (15 か所)	35 か所 (32 か所)	99 か所 (94 か所)
実施割合	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	100.0% (86.5%)	100.0% (94.9%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 上段の数字は、平成19(2007)年度末時点、下段()内の数字は、平成18(2006)年度末時点のものである。

の提供を受けることなどにより、母子家庭の母等の就業相談から職業紹介まで一体的な支援を実施した。

②就業相談、就業促進活動

母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性等を踏まえ、就業への意欲形成等について助言を行うとともに、求人情報等を提供した。また、就業に係る巡回相談を行うとともに、地域の企業に対し、母子家庭の母等に対する理解と協力を得つつ、求人を開拓する就業促進活動を行った。

就業相談の実施状況は、図表2-1-3のとおりであり、平成19(2007)年4月から12月までにおいて、就業相談件数は平成18(2006)年度同時期と比べ約1.1倍(平成15(2003)年度同時期と比べ約5.4倍)に増加し、就業実績も平成18(2006)年度同時期と比べ増加し、平成15(2003)年度と比べ約5.3倍になった。

図表2-1-3 就業相談の実施状況

	相談件数 (延べ数)	就業実績 (延べ数)			
		総数	内 訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成 15 年度	14,585 件	1,262 件	420 件	822 件	20 件
(4月～12月)	9,435 件	765 件	216 件	535 件	14 件
平成 16 年度	32,385 件	3,251 件	1,393 件	1,721 件	137 件
(4月～12月)	23,092 件	2,226 件	947 件	1,218 件	61 件
平成 17 年度	46,442 件	4,372 件	1,652 件	2,525 件	195 件
(4月～12月)	34,583 件	3,431 件	1,356 件	1,889 件	186 件
平成 18 年度	60,634 件	4,953 件	1,994 件	2,792 件	167 件
(4月～12月)	46,972 件	3,918 件	1,543 件	2,270 件	105 件
平成 19 年 (4月～12月)	50,930 件	4,074 件	1,768 件	2,240 件	66 件
合 計	204,976 件	17,912 件	7,227 件	10,100 件	585 件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

③就業支援講習会等事業

母子家庭の母等については、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やよりよい仕事に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者など、様々なニーズがあると考えられる。

このような様々なニーズに応じて、仕事に結び付く可能性の高い能力や資格を習得するための就業支援講習会を開催しており、その実施状況は、図表2-1-4のとおりであり、平成19(2007)年4月から12月までにおいて、受講者数は平成18(2006)年度同時期と比べ約1.2倍(平成15(2003)年度同時期と比べ約5.1倍)、就業実績は平成18(2006)年度同時期と比べ約2.0倍(平成15(2003)年度同時期と比べ約5.5倍)に増加した。

図表2-1-4 就業支援講習会の実施状況

	受講者数 (延べ数)	就業実績 (延べ数)			
		総数	内 訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成 15 年度	15,504 件	757 件	216 件	415 件	126 件
(4月～12月)	9,083 件	400 件	99 件	232 件	69 件
平成 16 年度	18,396 件	896 件	342 件	509 件	45 件
(4月～12月)	15,275 件	618 件	244 件	341 件	33 件
平成 17 年度	47,210 件	1,682 件	505 件	1,056 件	121 件
(4月～12月)	16,792 件	825 件	357 件	386 件	82 件
平成 18 年度	51,347 件	3,657 件	1,186 件	2,262 件	209 件
(4月～12月)	38,978 件	1,111 件	423 件	616 件	72 件
平成 19 年 (4月～12月)	46,096 件	2,188 件	562 件	1,534 件	92 件
合 計	178,553 件	9,180 件	2,811 件	5,776 件	593 件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

④就業情報提供事業

就業支援講習会の修了者等の求職活動を支援するため、ハローワーク等の職業紹介機関と連携しつつ、母子家庭等就業支援バンクを開設し、母子家庭の母等の希望する雇用条件等を登録し、希望に応じた求人情報を登録された母子家庭の母等に適宜提供するとともに、インターネット等を活用した情報提供、電子メールによる相談、企業等への雇用を促進するため

図表2-1-5 就業情報提供事業の実施状況

	情報提供件数 (延べ数)	就業実績 (延べ数)			
		総数	内 訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成 15 年度	7,256 件	653 件	207 件	415 件	31 件
(4月～12月)	2,888 件	319 件	74 件	235 件	10 件
平成 16 年度	22,798 件	2,099 件	916 件	1,089 件	94 件
(4月～12月)	16,065 件	1,491 件	633 件	810 件	48 件
平成 17 年度	29,097 件	2,757 件	1,105 件	1,507 件	145 件
(4月～12月)	22,940 件	2,037 件	849 件	1,054 件	134 件
平成 18 年度	36,597 件	3,283 件	1,278 件	1,866 件	139 件
(4月～12月)	29,627 件	2,544 件	941 件	1,497 件	106 件
平成 19 年 (4月～12月)	30,619 件	2,620 件	1,123 件	1,358 件	139 件
合 計	126,367 件	11,412 件	4,629 件	6,235 件	548 件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

の啓発活動などを行った。

就業情報提供事業の実施状況は、図表2-1-5のとおりであり、平成19(2007)年4月から12月までにおいて、情報提供件数、就業実績ともに平成18(2006)年度同時期と比べ増加し、平成15(2003)年度同時期と比べそれぞれ約10.6倍、約8.2倍になった。

⑤母子家庭等地域生活支援事業

母子家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取決めなど生活に密着した様々な法律・経済的問題等について、外部から弁護士等の専門家を招いて特別相談事業を実施した。

また、平成19(2007)年度には、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取決めや支払の履行・強制執行に関する相談や情報提供のほか、母子家庭等への講習会などを実施した。

母子家庭等地域生活支援事業の実施状況は、図表2-1-6のとおりである。

図表2-1-6 母子家庭等地域生活支援事業の実施状況

	相談 延べ件数 総数	相談内容					
		離婚前の 相談	養育費関 係の相談	法律問題		子育て・生活 支援	その他
				経済的相談	その他		
平成15年度	2,585件	—	577件	678件	746件	263件	321件
平成16年度	3,559件	—	844件	791件	1,124件	348件	452件
平成17年度	4,102件	724件	875件	722件	931件	431件	419件
(4月～12月)	2,665件	—	721件	564件	786件	295件	299件
平成18年度	4,687件	954件	1,100件	781件	810件	488件	554件
(4月～12月)	3,529件	695件	848件	561件	630件	369件	426件
平成19年(4月～12月)	3,680件	834件	952件	574件	667件	305件	348件
合計	18,613件	2,512件	4,348件	3,546件	4,278件	1,835件	2,094件

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

⑥地域の実情に応じた実績向上に向けた取組

②～⑤でみたように、母子家庭等就業・自立支援センター事業の実績は大きく伸びてきているが、図表2-1-7にみるように、地域ごとにその実績にはばらつきがみられ、今後は各地の好事例などを参考にしながら、それぞれの地域の実情に応じた積極的な取組が求められている。

図表2-1-7 母子家庭等就業・自立支援センター実施状況（平成18年度）

区分	No	都道府県	就業相談		就業支援講習会		就業実績	
			相談件数 (延べ件数)	支援割合	受講者数 (延べ件数)	支援割合	就業件数 (延べ件数)	支援割合
都道府県	1	北海道	1,139	(3.64%)	1,153	(3.69%)	102	(0.33%)
	2	青森県	159	(1.29%)	4,519	(36.59%)	46	(0.37%)
	3	岩手県	313	(2.98%)	876	(8.35%)	25	(0.24%)
	4	宮城県	309	(3.01%)	3,309	(32.27%)	17	(0.17%)
	5	秋田県	9,993	(163.44%)	213	(3.48%)	235	(3.84%)
	6	山形県	180	(2.48%)	53	(0.73%)	21	(0.29%)
	7	福島県	1,311	(12.68%)	90	(0.87%)	18	(0.17%)
	8	茨城県	—	(—)	29	(0.13%)	0	(0.00%)
	9	栃木県	287	(2.97%)	965	(10.00%)	26	(0.27%)
	10	群馬県	202	(1.47%)	78	(0.57%)	8	(0.06%)
	11	埼玉県	955	(2.82%)	295	(0.87%)	10	(0.03%)
	12	千葉県	267	(1.03%)	452	(1.74%)	72	(0.28%)
	13	東京都	415	(0.54%)	184	(0.24%)	47	(0.06%)
	14	神奈川県	151	(0.93%)	218	(1.34%)	19	(0.12%)
	15	新潟県	477	(5.26%)	17	(0.19%)	98	(1.08%)
	16	富山県	387	(11.81%)	909	(27.74%)	57	(1.74%)
	17	石川県	66	(1.65%)	594	(14.84%)	20	(0.50%)
	18	福井県	369	(7.67%)	1,156	(24.03%)	47	(0.98%)
	19	山梨県	45	(0.79%)	64	(1.12%)	3	(0.05%)
	20	長野県	5,719	(51.24%)	183	(1.64%)	386	(3.46%)
	21	岐阜県	293	(3.01%)	229	(2.35%)	2	(0.02%)
	22	静岡県	2,523	(18.86%)	94	(0.70%)	178	(1.33%)
	23	愛知県	3,996	(17.86%)	371	(1.66%)	274	(1.22%)
	24	三重県	16	(0.12%)	256	(1.96%)	4	(0.03%)
	25	滋賀県	461	(5.41%)	588	(6.90%)	101	(1.19%)
	26	京都府	1,855	(22.04%)	599	(7.12%)	82	(0.97%)
	27	大阪府	484	(1.16%)	2,654	(6.34%)	138	(0.33%)
	28	兵庫県	—	(—)	—	(—)	—	(—)
	29	奈良県	2,522	(32.85%)	176	(2.29%)	123	(1.60%)
	30	和歌山県	406	(6.72%)	591	(9.79%)	20	(0.33%)
	31	鳥取県	339	(6.89%)	900	(18.30%)	14	(0.28%)
	32	島根県	251	(5.24%)	73	(1.52%)	53	(1.11%)
	33	岡山県	295	(5.75%)	127	(2.48%)	28	(0.55%)
	34	広島県	110	(1.34%)	30	(0.36%)	12	(0.15%)
	35	山口県	187	(2.03%)	137	(1.49%)	27	(0.29%)
	36	徳島県	76	(1.14%)	225	(3.37%)	42	(0.63%)
	37	香川県	26	(0.57%)	54	(1.18%)	6	(0.13%)
	38	愛媛県	42	(0.53%)	51	(0.64%)	10	(0.13%)
	39	高知県	1,812	(48.19%)	60	(1.60%)	160	(4.26%)
	40	福岡県	259	(0.97%)	930	(3.50%)	90	(0.34%)
	41	佐賀県	196	(2.58%)	24	(0.32%)	14	(0.18%)
	42	長崎県	313	(3.33%)	2,014	(21.42%)	59	(0.63%)
	43	熊本県	868	(8.76%)	121	(1.22%)	96	(0.97%)
	44	大分県	235	(3.88%)	39	(0.64%)	159	(2.62%)
	45	宮崎県	96	(1.08%)	100	(1.12%)	4	(0.04%)
	46	鹿児島県	122	(1.13%)	69	(0.64%)	23	(0.21%)
	47	沖縄県	161	(0.79%)	166	(0.81%)	94	(0.46%)
小計			40,688	(6.41%)	26,035	(4.10%)	3,070	(0.48%)

(つづき)

区分	No	指定都市 中核市	就業相談		就業支援講習会		就業実績	
			相談件数 (延べ件数)	支援割合	受講者数 (延べ件数)	支援割合	就業件数 (延べ件数)	支援割合
政令指定都市	48	札幌市	7,508	(39.58%)	8,397	(44.26%)	418	(2.20%)
	49	仙台市	739	(10.45%)	100	(1.41%)	58	(0.82%)
	50	さいたま市	432	(7.17%)	266	(4.41%)	11	(0.18%)
	51	千葉市	631	(10.70%)	200	(3.39%)	124	(2.10%)
	52	横浜市	43	(0.23%)	656	(3.46%)	0	(0)
	53	川崎市	188	(2.87%)	30	(0.46%)	39	(0.60%)
	54	新潟市	—	(—)	—	(—)	—	(—)
	55	静岡市	—	(—)	—	(—)	—	(—)
	56	浜松市	—	(—)	—	(—)	—	(—)
	57	名古屋市	4,577	(28.16%)	1,189	(7.32%)	82	(0.50%)
	58	京都市	409	(3.28%)	79	(0.63%)	49	(0.39%)
	59	大阪市	1,437	(4.85%)	487	(1.64%)	529	(1.79%)
	60	堺市	598	(6.56%)	110	(1.21%)	244	(2.68%)
	61	神戸市	158	(1.26%)	87	(0.69%)	60	(0.48%)
	62	広島市	1,523	(17.74%)	308	(3.59%)	70	(0.82%)
	63	北九州市	340	(3.16%)	4,839	(45.04%)	70	(0.65%)
64	福岡市	351	(2.67%)	302	(2.29%)	48	(0.36%)	
	小計		18,934	(9.99%)	17,050	(9.00%)	1,802	(0.95%)
中核市	65	旭川市	—	(—)	—	(—)	—	(—)
	66	函館市	—	(—)	—	(—)	—	(—)
	67	青森市	73	(2.24%)	—	(—)	0	(0)
	68	秋田市	—	(—)	—	(—)	—	(—)
	69	郡山市	—	(—)	—	(—)	—	(—)
	70	いわき市	—	(—)	—	(—)	—	(—)
	71	宇都宮市	251	(6.76%)	207	(5.58%)	20	(0.54%)
	72	川越市	—	(—)	61	(3.00%)	—	(—)
	73	船橋市	—	(—)	87	(3.15%)	—	(—)
	74	横須賀市	—	(—)	81	(2.52%)	—	(—)
	75	相模原市	138	(2.94%)	81	(1.72%)	25	(0.53%)
	76	富山市	—	(—)	—	(—)	—	(—)
	77	金沢市	90	(3.13%)	303	(10.54%)	15	(0.52%)
	78	長野市	—	(—)	—	(—)	—	(—)
	79	岐阜市	—	(—)	—	(—)	—	(—)
	80	豊橋市	102	(4.08%)	49	(1.96%)	0	(0)
	81	豊田市	83	(4.31%)	17	(0.88%)	0	(0)
	82	岡崎市	159	(8.23%)	37	(1.92%)	1	(0.05%)
	83	高槻市	—	(—)	—	(—)	—	(—)
	84	東大阪市	—	(—)	16	(0.29%)	—	(—)
	85	姫路市	—	(—)	—	(—)	—	(—)
86	奈良市	—	(—)	44	(1.51%)	—	(—)	
87	和歌山市	—	(—)	18	(0.42%)	—	(—)	
88	岡山市	—	(—)	—	(—)	—	(—)	
89	倉敷市	—	(—)	—	(—)	—	(—)	
90	福山市	20	(0.50%)	37	(0.92%)	2	(0.05%)	
91	下関市	—	(—)	20	(0.67%)	—	(—)	
92	高松市	18	(0.48%)	9	(0.24%)	5	(0.13%)	
93	松山市	—	(—)	993	(18.10%)	—	(—)	
94	高知市	—	(—)	—	(—)	—	(—)	
95	長崎市	—	(—)	—	(—)	—	(—)	
96	熊本市	78	(1.09%)	2,467	(34.34%)	13	(0.18%)	
97	大分市	—	(—)	—	(—)	—	(—)	
98	宮崎市	—	(—)	2,155	(52.29%)	—	(—)	
99	鹿児島市	—	(—)	1,580	(27.41%)	—	(—)	
	小計		1,012	(0.77%)	8,262	(6.31%)	81	(0.06%)
	合計		60,634	(6.34%)	51,347	(5.37%)	4,953	(0.52%)

※「支援割合」とは、平成18年度末現在の児童扶養手当受給者に占める支援延べ件数の割合。

コラム1

母子家庭等就業・自立支援センター事業（高知県及び高知市）

－母子家庭の母の生活実態を踏まえたきめ細やかな就業支援－

高知県における母子家庭等就業・自立支援センター事業は、高知県と高知市が共同で特定非営利活動法人「大地の会」に事業の全部を委託して実施しており、「こうち男女共同参画センター」（愛称：ソーレ）の2階に設置されている。

ソーレは、男女共同参画社会の実現に向け、県民と行政が一体となって女性問題等を解決していくための拠点として設置された総合的施設であり、各種啓発活動や研修等を行っているほか、女性問題等に関する支援をワンストップで受けられる施設である。また、高知市中心部に位置していることから、バス・電車等による交通アクセスにも優れている。

センターは、職員3名で運営しているが、職業紹介の許可も取得していることから、相談だけでなく、訪れた母子家庭の母等にとって適職であると考えられる求人に関して迅速な職業紹介を行うことが可能となっている。

センターの特徴的な取組としては、①移動就業相談会の開催、②施設機能を活かした低料金によるパソコン講習会の開催、③毎月1回以上の無料法律相談会の開催を行っている。

移動就業相談会については、毎年度8月に実施している児童扶養手当現況届の受付会場に就業相談コーナーを開設し、母子家庭の母に対して、就業に関する情報を入手する機会を提供するとともに、生活実態を踏まえたきめ細かな就業支援を行っている。本相談会の開催は、就業に関する悩み等を抱えながらも、仕事と子育てに忙しく適切な相談が受けられずにいた母子家庭の母に対して就業支援が可能になるなど効果があることから、今後も現況届の届出期間にあわせて実施することとしている。

パソコン講習会については、財団法人21世紀職業財団及び財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団と連携し、ワードやエクセル等のパソコン講座等、就業に役立つ講習会を開催している。講習会の実施に当たっては、ソーレ内に設置されているパソコンを使用し低料金での利用が可能となっているほか、企業の人事担当者を招き企業が求める人材像などに関する講習も行っている。また、高知県はテレワークに力を入れている自治体の一つということもあり、本講習会でもSOHO(small office home office)（在宅就業の一形態）を理解するためのデータ入力体験講習を行っている。

無料法律相談会については、平成19(2007)年度は15回開催しており、相談員として司法書士を招き、慰謝料、養育費、親権等の相談を行うとともに、開催について県や市の広報で周知を図っている。

就業相談の実績についてみると、平成18(2006)年度が延べ1,812件、平成19(2007)年4月～12月が1,314件、1人当たりの利用者の平均相談件数は6回となっており、きめ細やかな対応を行っている。また、このうち就業に結び付いた件数は、平成18(2006)年度が160件、平成19(2007)年4月～12月が112件となっており、高い就業実績を上げている。

今後は、更にきめ細かな就業支援サービスを提供するために、日中働いている母子家庭の母等を対象に夜間の講習会を開催すること等についても検討していく予定である。

(3) 母子自立支援員の配置

母子家庭の母等に対しては、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談等の支援を行いつつ、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行うことが重要である。このため、平成15(2003)年4月に施行された改正母子及び寡婦福祉法により、これまで都道府県に配属されていた母子相談員について、その名称を母子自立支援員に改め、市及び福祉事務所設置町村にも配置することとされるとともに、職業能力向上と求職活動に関する支援の業務が追加された。これにより、母子自立支援員は、就業問題なども含め母子家庭及び寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行うなど、母子家庭の母の自立に向けた総合的な支援を行うことが期待されている。

母子自立支援員は、全国で、平成15(2003)年度には1,343名であったが、平成19(2007)年12月末現在には1,469名と増加するとともに、常勤者の割合が34.0%（平成15(2003)年度は28.4%）と高まっている。（図表2-1-8）

平成19(2007)年度においては、母子自立支援員が十分にその役割を果たせるよう、全国研修会やブロックごとの研修会を開催し、関連諸分野の専門家を講師に招くなどして、その資質の向上を図った。

図表2-1-8 母子自立支援員の配置状況

	常勤	非常勤	計
平成15年度	381名	962名	1,343名
平成16年度	363名	1,003名	1,366名
平成17年度	360名	1,025名	1,385名
平成18年度	411名	1,035名	1,446名
平成19年度	499名	970名	1,469名

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

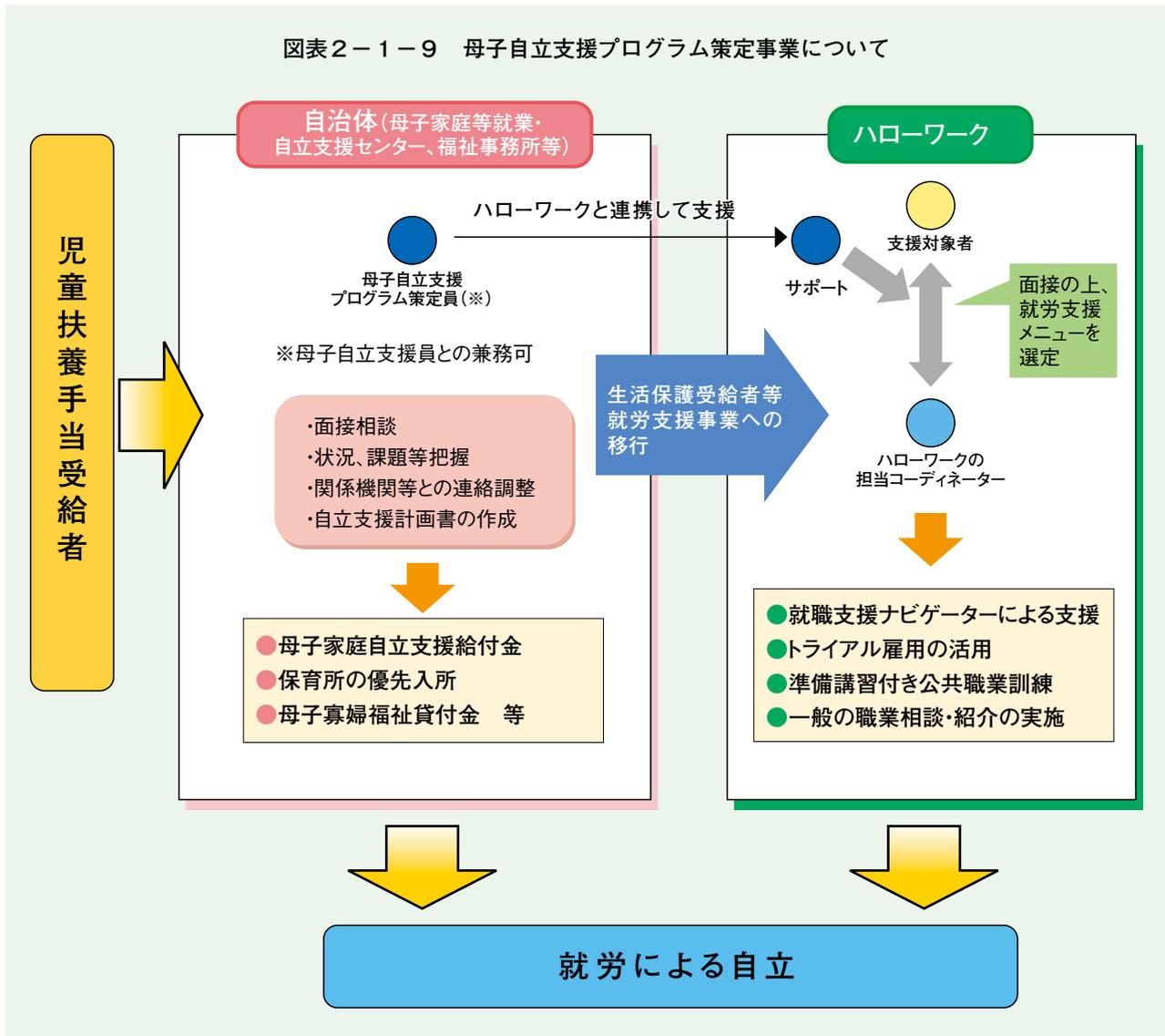
(注) 各年度末現在。平成19(2007)年度は平成19(2007)年12月末現在。

(4) 母子自立支援プログラム

児童扶養手当受給者の自立を促進するためには、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムを策定し、これを基に母子家庭等就業・自立支援センターやハローワークと緊密に連携しつつ、就業に結び付けていく必要がある。

このため、福祉事務所等に母子自立支援プログラム策定員を配置し、母子自立支援員等と連携し、児童扶養手当受給者に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、きめ細やかに、確実に、児童扶養手当受給者の自立促進を図っていくことを目的とした母子自立支援プログラム策定事業を平成17(2005)年度から実施している（図表2-1-9）。

図表2-1-9 母子自立支援プログラム策定事業について



平成17(2005)年度は、東京都、大阪府及び指定都市においてモデル的に実施し、平成18(2006)年度からは全国で実施している。その実施状況は図表2-1-10、実績は図表2-1-11のとおりとなっており、平成19(2007)年4月から12月までにおいて、自立支援計画書策定件数は前年度同時期より約2.1倍、就業実績は約2.3倍に増加した。

また、母子自立支援プログラムの一環として、ハローワークに就労支援コーディネーター及び就職支援ナビゲーターを配置し、ハローワークと福祉事務所等とが連携して個々の児童扶養手当受給者等の状況、ニーズ等に応じたきめ細かな就労支援を行う生活保護受給者等就労支援事業を実施している。

その実施状況は図表2-1-12のとおりとなっており、平成19(2007)年4月から平成20(2008)年3月までにおいて、福祉事務所がハローワークに対して支援要請を行った者は、5,114人であり、この事業による就労支援の結果、就職件数が3,077件(就職率60.2%)となっている。

図表2-1-10 平成18(2006)年度の母子自立支援プログラム策定事業の実施状況

	都道府県 (47)	指定都市 (17)	中核市 (35)	一般市等 (768)	合計 (867)
実施自治体数	40 か所 (27 か所)	17 か所 (12 か所)	29 か所 (14 か所)	320 か所 (152 か所)	406 か所 (205 か所)
実施割合	85.1% (57.4%)	100.0% (80.0%)	82.9% (37.8%)	41.7% (20.0%)	46.8% (23.8%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)「一般市等」とは、市（指定都市及び中核市を除く。）、特別区及び福祉事務所設置町村のことである。

図表2-1-11 母子自立支援プログラム策定事業の実績

	自立支援計画書 策定件数	就業実績 (延べ数)			
		総数	常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成17年度	403件	211件	75件	119件	17件
(4月～12月)	199件	71件	18件	52件	1件
平成18年度	2,707件	1,590件	747件	788件	55件
(4月～12月)	2,171件	1,006件	465件	493件	48件
平成19年(4月～12月)	4,538件	2,306件	1,117件	1,096件	93件
合 計	7,648件	4,107件	1,939件	2,003件	165件

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

図表2-1-12 「生活保護受給者等就労支援事業」の実施状況 (母子家庭の母分)

	①支援対象者	②支援開始者	③就職件数	④就職率 (③/①)
平成19年度(4月～3月)	5,114	4,290	3,077	60.2%

資料：厚生労働省職業安定局調べ

コラム2

母子自立支援プログラム策定事業（足立区）

ープログラム策定員によるきめ細やかな就業支援ー

足立区は、母子自立支援プログラム策定事業がモデル事業であった平成17(2005)年度から事業を実施している自治体の一つであり、母子家庭の母の自立支援に熱心に取り組んでいる。

足立区においては、プログラム策定員を児童扶養手当の窓口配置することにより、相談に訪れた母子家庭の母に関する基本的情報の把握が可能となっているとともに、プログラム策定事業を始めとした就業支援施策の説明や具体的な相談支援を行うことができるようになっている。

母子家庭の母に対して効果的な支援を行うためには、何よりもまず本事業を知ってもらうことが重要であることから、区広報紙やホームページ等あらゆる媒体を活用して紹介に努めている。児童扶養手当受給者のうち非就業者については、個別の電話連絡やセミナーへの参加を促すとともに、離婚後なるべく早い時期に就業に結び付くよう、児童扶養手当申請時に「就業希望相談アンケート」を配布し、希望者には電話連絡を行うとともに、個別相談を行っている。さらに、他の母子家庭の母で本事業を利用し就業に結び付いた具体的な事例を窓口に掲示することにより、本事業の周知を図るとともに、就業に向けた意識の醸成を図っている。

また、新聞の就職折り込み広告や区の職員募集情報などを常時チェックし、有益な情報については切り取って窓口で配布するなど、早期就業に結び付くような様々な工夫を行っている。

こうした取組の結果、平成19(2007)年4月～12月の9か月間におけるプログラム策定件数は、平成18(2006)年度1年間の1.57倍の36件となり、そのうち就業に結び付いた者の数は23件となっている。

《個別事例》

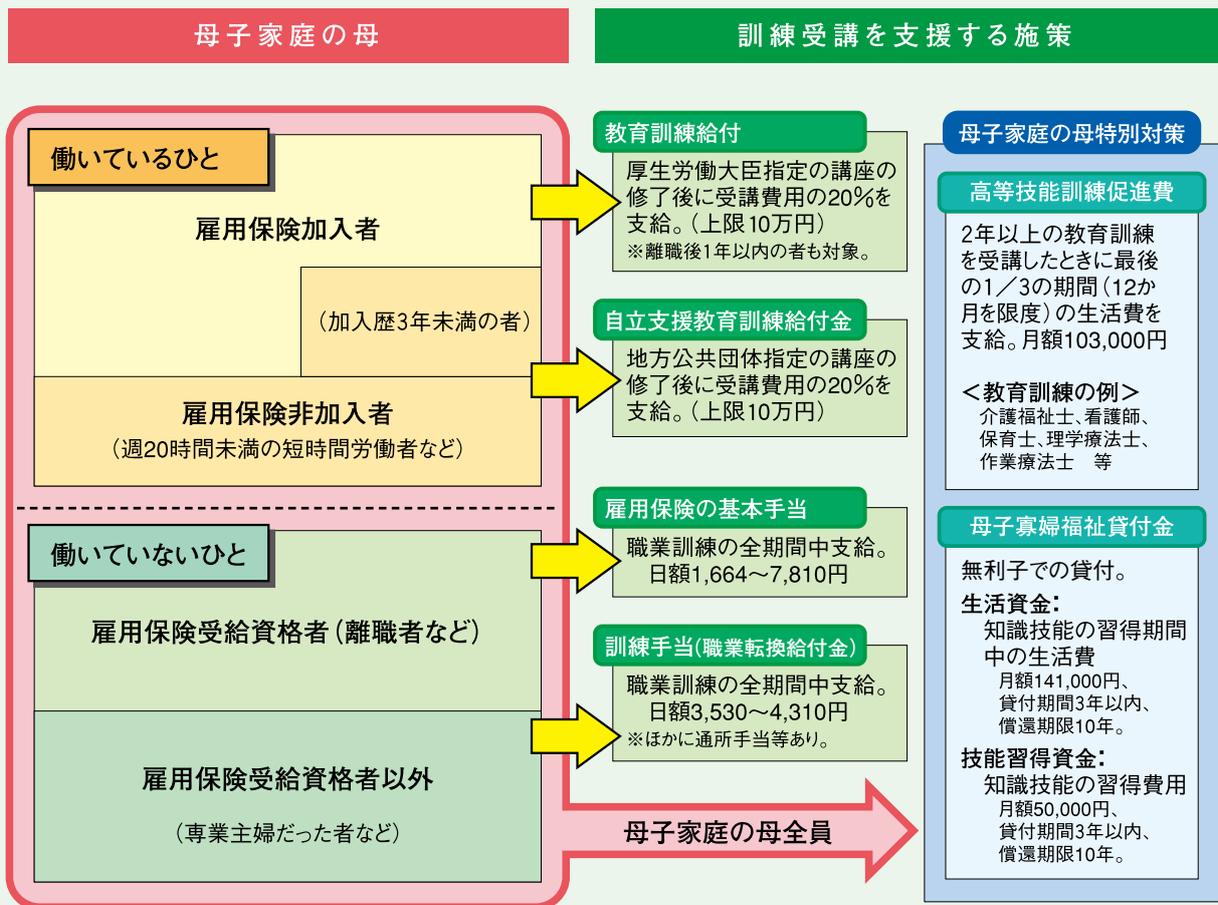
<p><事例1> 生活を維持するために早期就職が課題であったが、就職して即戦力となるよう職業訓練を受講し、パソコンスキルの向上を図るとともに、並行して求職活動を行った結果、母子家庭の母本人が納得できる条件で就職に結び付いたケース</p>	
世帯構成	本人（33歳）と子ども1人（3歳（保育園児））の2人世帯
本人の経歴	就業経験は大学卒業後2年間のみで、その後の仕事のブランクは長く、離婚後は無職で児童扶養手当、養育費、貯金の取崩し等により生活を送る。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・無職だったので早期就業を希望しており、町役場担当者を通じてプログラム策定員の面接相談が行われ、プログラムを策定。子どもの養育は、日常生活支援事業や町のファミリーサポート制度を活用。 ・基本的なパソコン操作は支障なく行えたが、企業に就職し即戦力になるためにも、パソコンスキルを高めたい希望が強く、貯金で生計を賄いながら「OA実務科」の職業訓練を受講。訓練期間中も、希望条件を満たす求人があればその都度検討を行い、職業訓練によるスキルアップと並行して求職活動を行った。
結果	本人が、就労意欲を高く持ち、ねばり強く前向きに自立への努力を行った結果、職業訓練開始から2か月後、化学産業の営業事務員の正社員として就職。

<p><事例2> 正社員での就労を希望し、パート勤務をしながらも、資格の取得、転職活動を精力的に行った結果、本人の納得のいく就職ができたケース</p>	
世帯構成	本人（35歳）と子ども（9歳、4歳）の3人世帯
本人の経歴	離婚後、パート勤務をしていたが、収入が低く不安定なため、転職を希望し、独自で求職活動を行うも、資格などの壁に悩み、相談に訪れる。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・転職に向けて課題を明確にし、プログラムを策定。 ・ハローワークで事務職（正社員）を探すも、倍率も高く年齢的にも難しいため、自立支援教育訓練給付金事業を活用し、医療事務教育講座歯科実践コンピューターコースを受講。 ・訓練期間中は、昼間はパートで働き、夜間は子どもを実母に預け、約4か月間熱心に勉強し、メディカルオペレーターの資格を取得。資格取得後もパート勤務をしながら就職活動を続け、採用年齢より3年上であったが、精神病院での医療事務採用の求人に応募し、本人の真剣かつ積極的な取組の結果、採用となった。
結果	課題を明確にし、支援制度の活用や周囲の環境にも恵まれ、1つ1つ着実に課題をクリアして熱心に努力した結果、正社員として雇用された。

2 職業能力開発

母子家庭の母については、婚姻中離職していたことにより職業能力が低下していたり、就業していても、より高収入の得られる専門的な職業能力に欠ける場合もみられる。このため、無料で公共職業訓練を実施するとともに、平成15(2003)年度からは、従来の公共職業訓練に加えて、地方公共団体が母子家庭の母を対象に自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費を支給する事業等を実施している。(図表2-1-13)

図表2-1-13 母子家庭の母の職業訓練メニュー



※ 教育訓練給付及び自立支援教育訓練給付金の支給率及び上限額の数値は、平成19(2007)年10月以降のもの。

(1) 公共職業訓練の実施

母子家庭の母等の職業能力を開発し、就職を支援するため、平成19(2007)年度においても引き続き訓練の受講を希望し、本人の職業能力・求職条件等から受講の必要性が高い者に対し無料の公共職業訓練の受講をあっせんしてきたところである。

なお、雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合には、雇用対策法に基づく訓練手当が支給されるが、平成18(2006)年度においては、1,023人が訓練手当を受給している。

また、母子家庭自立支援プログラムに基づく就労支援を受ける母子家庭の母等を対象に、民間の教育訓練機関等の多様な委託先を活用した「準備講習付き職業訓練」を実施している。この「準備講習付き職業訓練」では、就職のための準備段階として、ビジネスマナー講習や自己の職業適性理解講習などを行う「準備講習」(4～5日程度)を実施し、その後、実際の職業に必要な技能・知識を習得させることを目的とした「職業訓練」(3～6か月程度)を実施している。

(2) 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母の主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭の自立を促進するため、平成15(2003)年度から、雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない母子家庭の母が、教育訓練講座を

受講し、修了した場合に、その経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業を実施している。

実施主体は、地方公共団体(都道府県、市及び福祉事務所設置町村)であり、対象となる教育訓練講座は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座に加え、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることができることになっている。

自立支援教育訓練給付金事業の実施状況は図表2-1-14、実績は図表2-1-15及び図表2-1-16のとおりとなっており、平成19(2007)年4月から12月までにおいて、自立支援教育訓練給付金の支給件数は平成18(2006)年度同時期と比べ減少しているが、平成15(2003)年度同時期と比べると35.4倍に増えており、就業実績は平成18(2006)年度同時期と比べ増加(平成15(2003)年度同時期と比べ約37.3倍)した。

図表2-1-14 自立支援教育訓練給付金事業の実施状況

	都道府県 (47)	指定都市 (17)	中核市 (35)	一般市等 (768)	合計 (867)
実施自治体数	47か所 (47か所)	17か所 (15か所)	33か所 (33か所)	613か所 (525か所)	710か所 (620か所)
実施割合	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	94.3% (89.2%)	79.8% (69.0%)	81.9% (72.1%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)1. 上段の数字は、平成19(2007)年度、下段 () 内の数字は、平成18(2006)年度のものである。

2. 「一般市等」とは、市(指定都市及び中核市を除く。)、特別区及び福祉事務所設置町村のことである。

図表2-1-15 自立支援教育訓練給付金事業の支給件数等

	事前相談件数	受講開始件数	支給件数
平成15年度	1,569件	483件	186件
(4月～12月)	938件	253件	62件
平成16年度	6,001件	3,129件	2,032件
(4月～12月)	4,491件	2,212件	1,252件
平成17年度	7,203件	4,156件	3,389件
(4月～12月)	5,328件	2,999件	2,295件
平成18年度	6,557件	3,696件	3,229件
(4月～12月)	5,666件	2,981件	2,468件
平成19年(4月～12月)	5,428件	2,699件	2,196件
合計	26,758件	14,163件	11,032件

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

図表2-1-16 自立支援教育訓練給付金事業による就業実績の状況

	総数			
	常勤	非常勤・パート	自営業・その他	
平成15年度	89件	27件	57件	5件
(4月～12月)	31件	6件	24件	1件
平成16年度	938件	278件	565件	95件
(4月～12月)	522件	162件	315件	45件
平成17年度	1,810件	624件	1,034件	152件
(4月～12月)	1,087件	312件	673件	102件
平成18年度	1,857件	749件	980件	128件
(4月～12月)	1,155件	417件	653件	85件
平成19年(4月～12月)	1,156件	430件	652件	74件
合計	5,850件	2,108件	3,288件	454件

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(3) 高等技能訓練促進費事業

看護師、介護福祉士、保育士などの資格は、母子家庭の母の就職の促進に効果が高いこともあり、取得の促進が求められている。その一方で、これらの資格を取得するための養成機関においては、一定の期間、昼間に授業を行うこととなっている場合が多いため、生計の担い手でありその収入が途絶えると生活を維持することが難しくなる母子家庭の母にとっては、受講それ自体が難しい状況にある。

こうしたことから、母子家庭の母の受講期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供するために、平成15(2003)年度から、看護師等の養成機関で2年以上修業する場合に、その一定期間(修業期間の最後の3分の1の期間(上限12か月))、高等技能訓練促進費(月額10万3千円)を支給する高等技能訓練促進費事業を実施している。

実施主体は、地方公共団体(都道府県、市及び福祉事務所設置町村)であり、対象となる資格は、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など、都道府県等の長が地域の実情に応じて定める資格を指定することとなっている。

また、高等技能訓練促進費のほか、母子寡婦福祉貸付金において、無利子で生活資金や技能習得資金の貸付けを利用することができ、これにより、受講期間の全期間にわたる経済的な支援を行っている。

高等技能訓練促進費事業の実施状況は図表2-1-17、実績は図表2-1-18のとおりとなっており、平成19(2007)年4月から12月までにおいて、高等技能訓練促進費の支給件数は平成18(2006)年度同時期と比べ約1.4倍に増加している。なお、平成15(2003)年4月から平成19(2007)年12月までに高等技能訓練促進費を受給し、就業した者1,902人のうち、1,625人が常勤職員となっており、その割合は約85%となっている(図表2-1-19)。

図表 2-1-17 高等技能訓練促進費事業の実施状況

	都道府県 (47)	指定都市 (17)	中核市 (35)	一般市等 (768)	合 計 (867)
実施自治体数	45か所 (42か所)	17か所 (14か所)	29か所 (29か所)	455か所 (376か所)	546か所 (461か所)
実施割合	95.7% (89.4%)	100.0% (93.3%)	82.9% (78.4%)	59.2% (49.4%)	63.0% (53.6%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 1. 上段の数字は、平成 19(2007)年度、下段()内の数字は、平成18(2006)年度のものである。
2. 「一般市等」とは、市（指定都市及び中核市を除く。）、特別区及び福祉事務所設置町村のことである。

図表 2-1-18 高等技能訓練促進費事業の支給件数等

	支給件数	資格取得者数
平成 17 年度	755 件	709 件
(4月～12月)	717 件	36 件
平成 18 年度	993 件	873 件
(4月～12月)	977 件	64 件
平成 19 年 (4月～12月)	1,322 件	134 件
合 計	3,070 件	1,716 件

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

図表 2-1-19 高等技能訓練促進費事業による就業実績の状況
(平成 15(2003)年 4月～平成 19(2007)年 12月)

総 数	常 勤	非常勤・パート	自営業・その他
1,902 件	1,625 件	208 件	69 件

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(4) 保育士資格の取得

保育士資格の取得に関しては、母子家庭等の就業を支援する観点から、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者について、①指定保育士養成施設において必修科目となっている保育実習の一部を、家庭的保育事業に補助者として従事している又は従事したことをもって免除できること、②保育士試験の受験資格に、家庭的保育事業に補助者として従事している又は従事した実務経験を換算できることとなっている。

3 雇用・就業機会の増大

母子家庭の母等については、就業に当たって子育てと両立できることが求められる一方で、

母子のみで自立できる収入の確保が必要となることから、一般的に、通常の求職者よりその就職条件は難しい状況にある。このため、1及び2において述べた就職支援、能力開発支援に加えて、母子家庭の母等の雇用・就業機会の増大に資する施策として、特定求職者雇用開発助成金や常用雇用転換奨励金の支給、母子福祉団体等への事業発注などを促す取組を行った。

(1) 特定求職者雇用開発助成金

母子家庭の母等の就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワーク又は職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金(図表2-1-20)を支給している。

平成19(2007)年度は、母子家庭の母等を継続して雇用する事業主に対して、22,463(速報値)件(平成18(2006)年度22,236件)、59(速報値)億円(同58億円)を支給した。

図表2-1-20 特定求職者雇用開発助成金の助成額と助成期間
(母子家庭の母等・平成19年10月雇入れ以降)

対象労働者（一般被保険者）	助成額		助成期間
	大企業	中小企業	
① 母子家庭の母等 ※	50万円	60万円	1年
② 母子家庭の母等（短時間労働者）	30万円	40万円	1年

※ 短時間労働者を除く

(2) 常用雇用転換奨励金

母子家庭の母は、生計の担い手であり、就業意欲が高く、安定した仕事に就くことを望んでいるが、その一方で、仕事の経験が乏しいために技能習得が不十分であったり、子どもの養育等のために就ける仕事に制限があるなど、望む仕事を得にくい状況にある。

こうしたことから、母子家庭の母と有期雇用契約を結び、必要な研修・訓練を実施した後、常用雇用(雇用期間の定めのない雇用契約)に移行し、6か月以上継続して雇用した場合に、地方公共団体(都道府県、市及び福祉事務所設置町村)が事業主に対し、奨励金(母子家庭の母1人当たり30万円)を支給する常用雇用転換奨励金事業を平成15(2003)年度から実施している。

また平成18(2006)年度に、既にパートタイム等で雇用している母子家庭の母を常用雇用に転換した場合であっても奨励金を支給できるように、雇用転換の期限の要件を緩和し、採用後6か月以内を職業訓練開始後6か月以内に見直している。

常用雇用転換奨励金事業の実施状況は図表2-1-21のとおりとなっており、その実績については、母子家庭の母と有期雇用契約を結んだ事業主によるOJT計画書の提出件数が平成15(2003)年4月から平成19(2007)年12月までの合計で156件、そのうち、常用雇用に転換された者の人数は、128人となっている(図表2-1-22)。

図表2-1-21 常用雇用転換奨励金事業の実施状況

	都道府県 (47)	指定都市 (17)	中核市 (35)	一般市等 (768)	合計 (867)
実施自治体数	39か所 (32か所)	8か所 (6か所)	22か所 (15か所)	199か所 (166か所)	268か所 (219か所)
実施割合	83.0% (68.1%)	47.1% (40.0%)	62.9% (40.5%)	25.9% (21.8%)	30.9% (25.5%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 1. 上段の数字は、平成19(2007)年度、下段 () 内の数字は、平成18(2006)年度のものである。

2. 「一般市等」とは、市(指定都市及び中核市を除く)、特別区及び福祉事務所設置町村のことである。

図表2-1-22 常用雇用転換奨励金事業の実績(平成15(2003)年4月から平成19(2007)年12月まで)

OJT計画書提出件数	常用雇用転換者数
160件	128人

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(3) トライアル雇用奨励金

母子家庭の母等は、子育てとの両立のため求職活動が制限されてしまうこと、未就職期間が長いこと就労能力への不安を有すること等により就職が困難な状況にある。このため、母子家庭の母等がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業に就くことができるよう、国は、求人者と求職者とが相互に理解を深めるための試行雇用(トライアル雇用)制度(月額4万円(最大3か月)を事業主に支給)を母子家庭の母等に対しても実施し、早期就職の促進を図っている。

平成19(2007)年度の母子家庭の母等のトライアル雇用開始者は、291人(平成18(2006)年度327人)となっている。

(4) 雇用支援制度導入奨励金

トライアル雇用求人により雇用された母子家庭の母等を、地域労使就職支援機構(地域の民間の労使により設立された団体)による助言・指導等に基づき、就労しやすくなるよう、時差出勤制度の導入等の雇用環境の改善措置を行い、常用雇用へ移行した場合には、雇用支援制度導入奨励金(1回当たり30万円)を支給する事業を、平成19(2007)年度から実施し、就職の促進・定着を図っている。

(5) たばこ事業法の許可基準の特例

製造たばこの小売販売業の許可に当たっては、母子及び寡婦福祉法第26条及び第34条に基づき、同法第6条第3項に規定する寡婦若しくは同条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに該当する者については、許可基準の特例として、大蔵省告示(平成10年大蔵省告示第74号)2(1)に基づいて、同告示1の距離基準(図表2-1-23)を緩和した距離(距離基準に100分の80を乗じて得た距離)を適用しているところであり、平成18(2006)年度において、本特例を適用して25件の新規許可を行った。

なお、平成14(2002)年度以降、本特例を適用した新規許可の推移は、図表2-1-24のとおりである。

図表 2-1-23 通常の距離基準（平成10年大蔵省告示第74号）

（単位：m）

環境区分 地域区分	繁華街（A）	繁華街（B）	市街地	住宅地（A）	住宅地（B）
指定都市	25	50	100	200	300
市制施行地	50	100	150	200	300
町村制施行地	—	—	150	200	300

（注）母子及び寡婦に対する特例は、上記距離に100分の80を乗じた距離を適用する。

図表 2-1-24 母子及び寡婦に対する特例を適用した新規許可状況

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
許可件数	65件	62件	47件	26件	25件

資料：財務省理財局調べ

（6）母子福祉団体等への事業発注の推進

母子家庭の母の就業機会の増大を図るためには、母子福祉団体等母子家庭の母の福祉の増進を主たる目的とする団体の受注機会を増大させることも有効である。

このため、国においても、地方公共団体に対し、母子家庭施策担当者の全国会議等を通じて、母子福祉団体等の事業受注の機会の増大が図られるよう配慮するという、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の趣旨について周知を図っている。

特に、地域において母子家庭の自立支援の中核となる「母子家庭等就業・自立支援センター」については、母子福祉団体に運営委託される例が多く、平成19(2007)年度には、65地方公共団体において委託されている（平成18(2006)年度は63地方公共団体）。

（7）母子家庭の母に対する在宅就業支援事業

情報通信機器を活用し在宅で就業する就業形態は、子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母にとって、関心の高い働き方である一方で、発注企業等にとって、人材募集・人材育成ノウハウが不足していたり、子どもの急病等により納期を遵守できないケースが見られるなどの課題があり、十分に普及していない状況にある。母子家庭の母のこうした就業形態の開発・普及を図るため、母子家庭の母、発注企業、在宅就業支援団体向けのマニュアルを作成した。

（8）母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰

母子家庭の母の就業を推進するためには、母子家庭の母を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。

このため、平成18(2006)年度に、母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰制度を創設し、母子家庭の母を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に事業を発注している企業など母子家庭の母の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を年1回表彰している。

平成19(2007)年度に表彰を受けた企業は、次のとおりである。

①母子家庭の母を相当数雇用している企業(10社)

- (1) 株式会社 蓬田紳装(青森県)
- (2) 株式会社 大村工業所(茨城県)
- (3) 株式会社 カスミ(茨城県)
- (4) 埼玉北部ヤクルト販売株式会社(埼玉県)
- (5) 株式会社 東海軒(静岡県)
- (6) 社会福祉法人 北九州市小倉社会事業協会(福岡県)
- (7) あまごころ本舗株式会社 壱岐支社(長崎県)
- (8) 九州ワコール製造株式会社(長崎県)
- (9) 医療法人社団 大浦会(熊本県)
- (10) 株式会社タイセイ(大分県)

②母子福祉団体等に相当額の事業を発注している企業(1社)

- (1) 水道マッピングシステム株式会社(東京都)

コラム3

従業員の10%以上が母子家庭の母で全員が正社員

— 蓬田紳装 (青森県) —

○平成19(2007)年度母子家庭の母の就業の促進を図る優良企業等表彰受賞(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長賞)

株式会社蓬田紳装は、オーダー紳士服や婦人服の縫製、衣料品の販売等を行っている企業である。昭和52(1977)年に村の雇用開発事業として創業し、昨年で創業30周年を迎えた。

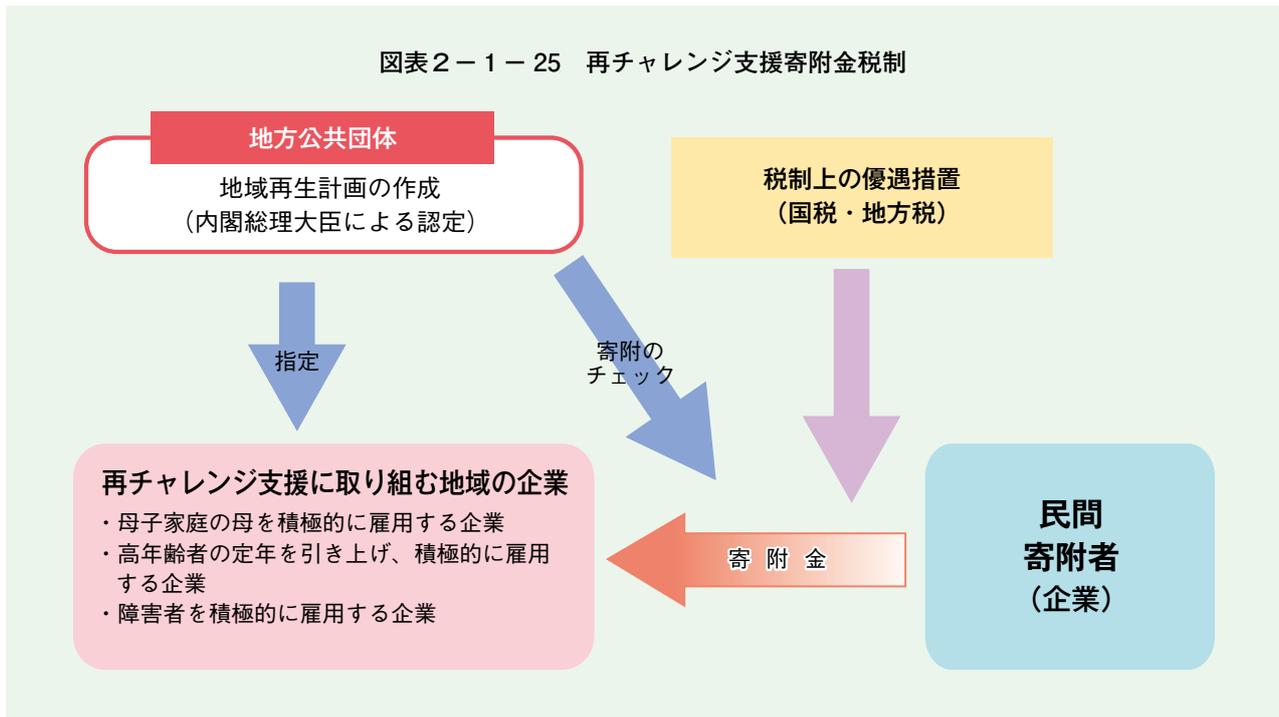
蓬田紳装では、女性を中心に206名が勤務しており、そのうち22名が母子家庭の母であり、全員を正社員として雇用している。家庭状況に関係なく子育て世代が定年まで労働できる環境であり、従業員と組織の活性化策として、人事処遇制度の改定、業務改善、能力開発などソフト面の改善を行うとともに、工場内の生産性を向上するための職場改善などハード面の改善も行っており、仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の実現に取り組む事業所として「青森県いきいき男女共同参画社会づくり表彰 奨励賞」を平成19(2007)年に受けている。

降雪により通勤の負担が増える冬の間には、安全面への配慮から通勤のためのバスを運行するなど福祉厚生も充実しており、年間の勤務カレンダーの作成や変形労働時間制の導入により柔軟な勤務を可能としている。

また、チーム単位で作業を行うとともに、工場長から従業員に対して互いに協力し合うよう呼びかけることを通じて、子どもの病気など急に欠勤する必要が生じた場合にも柔軟に対応できる職場となっており、従業員の間でも「互いに仕事をカバーし休みを取りやすい職場」と評判である。

(9) 再チャレンジ支援寄附金税制

平成19(2007)年度から、母子家庭の母等の雇用促進に資する、地域における再チャレンジを支援するための税制措置が創設された(図表2-1-25)。本税制は、地域再生法に基づき、地方公共団体が地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合において、当該計画に記載された、母子家庭の母等を積極的に雇用する企業であって当該地方公共団体が指定したものの(特定地域雇用会社)に対する法人からの寄附金について、一定の範囲内で損金算入を認めるものである。



4 行政機関等における雇用促進の取組

平成15(2003)年10月に厚生労働省内の母子家庭雇用促進チームによって取りまとめられた「母子家庭の雇用促進に向けた当面の取組」や、平成16(2004)年3月に母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議において申し合わされた「国の機関の非常勤職員を公募する場合に、その求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに公益法人等に職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供することを要請するなど、母子家庭の母の就業の促進に配慮する」旨の内容に基づき、様々な機会をとらえて、国においては、国の機関の非常勤職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに、公益法人、社会福祉施設等の関係団体や地方公共団体に対し、非常勤職員等の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するよう要請してきた。

この取組により、平成19(2007)年4月から12月までの間に、母子家庭等就業・自立支援センター提供の情報を通じて、国の機関には28名(1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者が3名、それに満たない時間数・日数で勤務している者が25名)が採用され、地方公共団体及び関係団体には279名(1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者が51名、それに満

たない時間数・日数で勤務している者が228名)が採用された(採用者数は厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ)。

また、平成17(2005)年6月に、母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議において申し合わされた「国の機関において、母子家庭の母の就業支援に関するリーフレット等を活用し、会計等の事務手続の機会をとらえ、民間事業者に対し母子家庭の母の雇用について協力を要請する等母子家庭の母の就業の支援に配慮する。なお、この場合には、公務に対する国民の信頼を損なうことのないよう十分留意する」旨の内容に基づき、事業者向けリーフレットを用い、様々な事務手続の機会をとらえ、民間事業者に対し母子家庭の母の雇用について協力を要請した。(図表2-1-26)

図表2-1-26 事業者の皆様へのリーフレット

事業者の皆様へ

母子家庭の母の就業をご支援ください!!

- 長引く景気低迷の中、母子家庭の母の就職が一層厳しくなっています。母子家庭の母親は子どもを育てながら、仕事をしなければならず、就職に際し、不利な立場にあります。
- 平成15年8月より施行された「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」には、民間事業者に対する協力の要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮が定められています。
- このような状況をご理解頂き、母子家庭の就業支援に対しご支援下さい。

Q 例えば、どのような支援の方法があるのか？

- A 母子家庭の母の雇用に配慮いただき、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターに求人情報を提供する。
- A 母子福祉団体等に事業を一部委託する。

【母子福祉団体等への事業委託例】

- ビル・公園等清掃事業
- 自動販売機の設置
- 統計データ等入力業務
- 議事録作成業務
- 託児業務委託 等
- 食堂・喫茶・売店経営
- 事業所内の保育事業
- 介護人派遣事業
- 宅配給食サービス

Q 母子家庭等就業・自立支援センターとは？

- A 各都道府県等に設置されており、母子家庭に対して無料就業相談・講習会・情報提供等の事業を実施しています。
- A 詳しくは各都道府県等にお問い合わせ下さい。

※なお、事業主に対する助成事業として、常用雇用転換奨励金事業(窓口：福祉事務所)、トライアル雇用事業(窓口：ハローワーク)及び特定求職者雇用開発助成金事業(窓口：ハローワーク)がございますので、ご活用下さい。

詳しくは… 最寄りの各都道府県等の母子家庭等就業・自立支援センター又は各地方公共団体にお問い合わせ下さい。